

令和3年度
評議員会資料

と き 令和3年4月23日(金) 午後1時30分

ところ 大庄北生涯学習プラザ 3階ホール

尼崎市社会福祉協議会大庄支部

次 第

- 1 物故者に対する黙禱
- 2 開会のことば
- 3 支部長あいさつ
- 4 議 長 選 出
- 5 議 事
 - (1) 令和2年度事業報告 P2～12
 - (2) 令和2年度収支決算報告 P14～16
 - (3) 監 査 報 告 P17
 - (4) 表 彰 P18

被表彰者	15年表彰	3人
	10年表彰	該当者なし
 - (5) 令和3年度事業計画(案) P19～27
 - (6) 令和3年度収支予算(案) P28～30
- 6 閉会のことば

令和2年度事業報告

1 広報・啓発事業

(1) 加入者門標シールの配布

(2) 回覧・ポスターによる各種事業・講座の案内

(3) 社会福祉協議会大庄支部のホームページ及びSNSによる広報

ホームページアドレス：<http://www.amasyakyo-ohsho.jp/>

Facebookアドレス：<https://www.facebook.com/amagasakisyakyoohsho/>

(ホームページ用QRコード)



(Facebook用QRコード)



「QRコード」対応アプリを使用して読み取れば手軽に利用可能です。
※QRコード(R)は、株式会社デソーウェブの登録商標です。

令和2年度ホームページ閲覧状況

月	訪問数 (延べ)	閲覧数 (延べ)	月	訪問数 (延べ)	閲覧数 (延べ)
4月	714人	1,204頁	10月	418人	980頁
5月	562人	1,062頁	11月	328人	817頁
6月	382人	914頁	12月	247人	462頁
7月	390人	832頁	1月	264人	512頁
8月	501人	1,088頁	2月	302人	623頁
9月	347人	899頁	3月	303人	612頁
			合計	4,758人	10,005頁

2 高齢者等見守り安心事業

地域のみなさんで見守り活動を行う「高齢者等見守り安心事業」を15地区で実施し、活動の継続や拡充のための支援を行った。

(1) 各地区実施状況

実施地区	推進員・協力員数	希望者数	実施地区	推進員・協力員数	希望者数
浜田	34	76	東大島	76	391
西大島	137	278	東	40	119
大庄中央	36	187	稲葉荘	46	144
崇徳院	29	45	元浜	53	125
西立花	14	79	今北	45	117
芋	16	55	武庫川	23	34
道意	55	93	蓬川	25	62
大庄西	33	84	合計	662	1889

3 ボランティア支援事業

(1) ささえあい地域活動センター「むすぶ」の運営 ボランティア登録、更新・保険・助成金受付等

4 生活支援体制づくり

(1) 「大庄地区協議体」コア会議の開催

(2) 地域のつどい場交流会

交流会に代わり情報発信「つどい場通信」の発行

(3) 大庄地区協議体勉強会

感染症対策のため中止



5 高齢者いきいき事業

年間を通じて、各社会福祉連絡協議会、福祉協会等が、高齢者の引きこもり防止、健康・生きがいつくり、地域住民相互交流を目的に、ふれあい喫茶や健康体操教室等の事業を行った。



6 地域福祉サポート事業

推進委員会	実施場所	実施曜日
東大島連協地域福祉推進委員会	東大島会館	月・金・土・日のいずれか
今北連協地域福祉推進委員会	今北会館	火・木・土・日のいずれか

7 老人給食サービス事業

(1) 実施状況

実施主体	会食場所	実施方法	給食数	延利用者数
大庄老人給食グループ	大庄南生涯学習プラザ	月1回・昼食 調理・会食	25食	17人
稲葉荘老人給食グループ	稲葉荘会館	月2回・昼食 業者委託・会食	300食	228人
西大島老人給食委員会	西大島会館	月2回・昼食 業者委託・会食・配食	910食	772人
ルミエール千鳥福祉協会 老人給食グループ	ルミエール千鳥 団地集会所	月3回・昼食 調理・業者委託・会食	504食	463人

(2) 老人給食ボランティア研修会

開催日 令和2年12月16日(水)
 場 所 大庄北生涯学習プラザ3階ホール
 内 容 講演会：食べる事！人生100年時代を生きる
 講 師 株式会社 明治 食育担当 管理栄養士
 参加者 27人



8 令和2年度 第48回大庄まつりの実施 感染症対策のため中止



9 森の文化祭の実施

開催日 令和2年11月8日(日)
 場 所 尼崎の森中央緑地



10 募金活動

(1) 日本赤十字社活動資金募集運動

実施時期 7月

実績額 2,232,966円

(2) ともしびの箱善意運動

実施時期 8月

実績額 502,278円

(3) 共同募金運動

実施時期 10月

実績額 3,249,779円

(4) 令和2年7月豪雨災害義援金

実績額 30,000円

(5) 歳末たすけあい運動

実施時期 12月

実績額 345,303円

配分先 義援金、災害準備金



11 研修事業

(1) 常任理事社会福祉活動調査研究 感染症対策のため中止

(2) 単協会長研修会

開催日 令和2年9月16日(木)

場 所 大庄北生涯学習プラザ3階ホール

内 容 ①令和2年度 永年表彰式

②「民生児童委員制度について」

講 師 尼崎市役所 福祉課地域福祉推進担当 係長 須佐美 陽一 氏
重松 直旺 氏

参加者 61人



(3) 理事研修会

開催日 令和3年2月22日(月)

場 所 大庄北生涯学習プラザ3階ホール

内 容 講演会：「コロナ禍の防災について」

講 師 気象予報士・防災士 正木 明 氏

参加者 50人



(4) 社協・民協合同研修会

今年度は、(3) 理事研修会と合同で開催

1 2 各種大会への参加
尼崎市社会福祉功労者表彰式
感染症対策のため中止

1 3 各種会議の実施

- (1) 評議員会 年間 1回
感染症対策のため、書面にて評議員会に代える
- (2) 三役会 年間10回
- (3) 常任理事会 年間10回
感染症対策のため、内1回は書面にて常任理事会に代える
- (4) 理事会 年間 2回
感染症対策のため、内1回は書面にて理事会に代える
- (5) 決算監査 年間 1回

市民運動推進協議会事業報告

1 あまがさきチャレンジまちづくり事業（地域コミュニティ活動支援事業）

（1）選考会

実施日 令和2年6月9日（火）
 場 所 大庄北生涯学習プラザ 1階ミニホール
 内 容 新規申請1団体の活動プレゼンテーション
 （感染症対策のため、継続申請2団体は書面審査）
 申請団体 3団体



（2）活動報告会

感染症対策のため実施を見送り、活動報告を地域回覧

2 春の10万人わがまちクリーン運動

開催日 令和2年5月17日（日） 予備日 5月24日（日）
 場 所 大庄地域内の道路、公園、駐車場周辺、武庫川河川敷
 感染症対策のため中止

3 チューリップ販売事業

チューリップ及び水仙等の球根販売
 感染症対策のため中止

4 地域防災訓練事業

「1.17は忘れない」地域防災訓練
 開催日 令和3年1月15日（金）
 場 所 大庄小学校（大庄地区会場）
 感染症対策のため中止

5 赤いバケツ購入助成事業

購入数 536個
 購入費用の半額相当額を助成

6 文化事業

実施日 令和2年11月8日（日）
 場 所 尼崎の森中央緑地
 内 容 「森の文化祭」への参画し、チューリップの球根販売
 参加者 239人

7 コミュニティ推進事業

(1) 暮らし応援事業

「新型コロナウイルスと正しく冷静に向き合うために」シリーズ
第2弾『「新しい生活様式」をどう取り入れていくか』

実施日 令和2年12月1日(火)

場 所 大庄北生涯学習プラザ 3階ホール

内 容 ①講演『“ウイズコロナ”感染予防を取り入れた
日常生活』

②講演『免疫力を高めるために…「今日から始める低栄養予防」』

講 師 ①尼崎市南部地域保健課地域保健担当係長 岡本 裕子 氏

②尼崎市南部地域保健課栄養・歯科指導担当係長 岡本 恭子 氏

参加者 57人



(2) 元気なまちづくり事業

交流・参画・ひとづくりをテーマとした事業
感染症対策のため実施見送り

8 環境美化事業

(1) 住環境向上事業

① 大庄地区「秋のわがまちクリーン運動」

実施日 令和2年11月1日・8日・15日
(地域清掃)

11月23日(武庫川河川敷清掃)

場 所 大庄地域内の道路・公園・駐車場周辺及び武庫川河川敷(南武橋以南)

参加者 2,767人



② カラス対策事業

カラスによるごみ荒らしの被害防止のため、あぜ板枠を活用した対策事業
あぜ板枠についての連協等からの問い合わせに対応

(2) 緑のまちづくり事業

緑豊かなまちづくりをテーマとした事業
感染症対策のため実施見送り

9 安全安心事業

(1) 防災減災推進事業

「新型コロナウイルスと正しく冷静に向き合うために」シリーズ
第1弾『尼崎市における新型コロナウイルス感染症の現状とその対策』

実施日 令和2年10月27日(火)

場 所 大庄北生涯学習プラザ 3階ホール

内 容 講演『尼崎市における新型コロナウイルス感染症の現状とその対策』

講 師 尼崎市新型コロナウイルス感染症対策調整担当
課長 波多 伸一郎 氏

参加者 71人



(2) みんなを守るまちづくり事業

防犯・交通安全等、人為的な事件・事故への備えをテーマとした事業
感染症対策のため実施見送り

10 各種大会への参加

暴力団追放、青少年健全育成、地域の安全推進尼崎市民大会
感染症対策のため中止

11 協議会等の開催

(1) 市民運動推進協議会 4回

(2) コミュニティ推進事業部会 2回

(3) 環境美事業部会 2回

(4) 安全安心事業部会 2回

青少年健全育成協議会事業報告

- 1 インターネット・スマートフォン安全安心利用啓発活動
感染症対策のため中止

- 2 学校・地域情報交換会
感染症対策のため中止

- 3 体験事業
感染症対策のため中止

- 4 子育て支援事業 「いっぽ」

開催日 通年 各会場で月1回、月2回

場所 大庄中央福祉会館、大庄西福祉会館、元浜南会館、東大島会館

内容 子育て交流会「いっぽ」の実施

参加者 延べ43組

※令和2年4月から7月の間は感染症対策のため中止



いっぽぷらす

開催日 令和2年10月30日（金）

場所 大庄北生涯学習プラザ

内容 子育て交流会「いっぽ」の全体交流会

参加者 親子10組



- 5 各種支援事業
地域で青少年健全育成事業に関わる活動への助成等
助成実績なし

- 6 協議会
開催回数 2回

健康づくり協議会事業報告

1 愛の献血
感染症対策のため中止

2 グッドライフ事業
感染症対策のため中止

3 歩行測定会
感染症対策のため中止

4 ニュースポーツ交流事業
感染症対策のため中止

5 ニュースポーツ用具貸出事業
貸出実績 1回（1団体）

6 介護予防講座
感染症対策のため中止

7 健康づくりリーダー養成講座
（1回目）

開催日 令和2年11月12日（木）

場 所 小田南生涯学習プラザ3階ホール

内 容 大庄老連女性部と小田老連女性部交流会にて
ニュースポーツトリコロキューブの講習と
審判技術の習得

参加者 健康づくりリーダー 23人

（2回目）

感染症対策のため中止

（3回目）

感染症対策のため中止



8 協議会

開催回数 年間 4回

うち2回は台風接近のため、感染症対策のため書面開催



大庄まつり事業報告

- 1 第48回 大庄まつりの開催
- (1) 実施日 令和2年9月6日(日)
- 感染症対策のため中止



2020年（令和2年度）一般会計収支決算書

（収入）

単位：円

大科目	予算額 (A)	収入済額 (B)	比較増減 (B) - (A)	説明
会費	607,000	204,000	△ 403,000	単位福祉協会会費 (@2000×102単組) 204,000 各事業参加負担金等 -
市社協支出金	11,854,000	11,617,434	△ 236,566	単位福祉協会補助金 1,576,700 連絡協議会補助金 118,100 支部運営事務補助金 125,600 地域高齢者福祉活動推進事業補助金 5,928,000 地域広報活動推進補助金 611,000 共同募金事業交付金 2,924,034 地域福祉啓発事業補助金 234,000 見守り安心事業研修費交付金 - ともしび事務費交付金 25,000 善意銀行事務費交付金 5,000 支部VC事業費及び事務費交付金 70,000
市支出金	1,800,000	1,458,000	△ 342,000	市民運動推進事業補助金 1,458,000
団体支出金	9,290,000	8,940,000	△ 350,000	尼崎公営競艇施行者協議会助成金 2,100,000 大阪湾広域臨海環境整備セカ-助成金 6,720,000 カラス対策事業（県補助金） 100,000 尼崎市人権・同和教育研究協議会活動強化交付金 20,000
寄附金	1,000	-	△ 1,000	
繰入金	1,000	-	△ 1,000	
雑入	1,324,000	346,079	△ 977,921	雑収入(預金利息等) 269,079 大庄まつり協賛金 - 大庄寿会館収入 77,000
繰越金	3,087,071	3,087,071	-	前年度繰越金
合計	27,964,071	25,652,584	△ 2,311,487	

(支出)

大 科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	比較増減 (A) - (B)	説 明
事務費支出	1,765,000	1,001,898	763,102	評議員会開催経費 147,049 常任理事会・理事会等経費 28,894 各種大会・研修会参加旅費 - 事務用品・大庄寿会館消耗品等 533,114 切手・ハガキ等通信費 51,066 保険料・慶弔費等 241,775
地域福祉事業費	15,911,000	14,863,502	1,047,498	連絡協議会活動助成金等 1,115,000 地域福祉啓発事業費 204,000 地域高齢者福祉活動推進事業補助金 6,225,120 単位福祉協会活動補助金 1,576,700 連絡協議会活動費 118,100 連絡協議会福祉活動交付金 800,000 大阪湾エリカセンター連絡協議会交付金 2,891,000 老人クラブ補助金 200,000 子ども会補助金 300,000 福祉教育推進事業費 114,686 人権啓発活動経費 3,000 理事・単協会長・老人給食ボランティア研修会経費 507,996 社会福祉活動調査研究経費 - 広報啓発事業費 196,900 地域広報活動推進活動費 611,000
市民運動費	2,449,000	1,149,589	1,299,411	総務費(消耗品等) 45,000 あまチャレ 267,882 地域防災・赤いバケツ 284,608 コミュニティ推進事業(暮らし応援事業等) 97,387 環境美化事業(秋の刈-)運動・カラス対策) 367,361 安心安全事業 87,351
青少年育成費	750,000	193,250	556,750	インターネット・スマートフォン啓発運動経費 - 青少年体験事業・子育て支援事業等 193,250
健康づくり費	600,000	99,955	500,045	献血事業経費 - 健康づくり推進助成事業 90,781 健康増進イベント等経費 9,174 介護予防講座・グッドライフ事業等
地区まつり費	6,200,000	66,548	6,133,452	大庄まつり総務費 - 大庄まつりイベント費 - 大庄まつり会場費 - 森の文化祭総務費 66,548
諸支出金	202,000	204,000	△ 2,000	市社協会費 204,000
積立金	1,000	-	1,000	
予備費	86,071	-	86,071	
合 計	27,964,071	17,578,742	10,385,329	

収入総額	25,652,584
支出総額	17,578,742
差引残高	8,073,842

令和2年度 財政調整基金

単位：円

区 分	前年度末 現在高	本 年 度		本年度末 現在高	説 明
		増加額	減少額		
大 口 定期貯金	10,000,000	利息 11,000	一般会計へ 11,000	10,000,000	兵庫六甲農業協同組合大庄支店 (1年)
	10,000,000	利息 11,000	一般会計へ 11,000	10,000,000	兵庫六甲農業協同組合大庄支店 (1年)
定期貯金	3,788,502	利息 378		3,788,880	兵庫六甲農業協同組合大庄支店 (1年)
定期預金	2,004,349	利息 200		2,004,549	りそな銀行尼崎支店 (1年)
	2,002,801	利息 200		2,003,001	りそな銀行尼崎支店 (1年)
計	27,795,652	22,778	22,000	27,796,430	

令和2年度 財産目録

令和3年3月31日現在

単位：円

兵庫六甲農業協同組合大庄支店 大口定期貯金	20,000,000	財 政 調 整 基 金
兵庫六甲農業協同組合大庄支店 定期貯金	3,788,880	財 政 調 整 基 金
りそな銀行尼崎支店 定期預金	2,004,549	財 政 調 整 基 金
りそな銀行尼崎支店 定期預金	2,003,001	財 政 調 整 基 金
計	27,796,430	

監 査 報 告

支部規約第22条に基づき監査を行った結果、
適正に処理されていたことを認めます。

令和3年4月2日

監 事 林 由 布 子



監 事 住 谷 歩



令和3年度永年表彰被表彰者

15年表彰

脇坂 周二 (道意第5)
小林 義明 (今北第4)
大河内 洋子 (稲葉荘第7)

10年表彰

該当者なし

以 上

令和3年度事業計画（案）

【スローガン】

《出会い ふれあい ささえあいが 地域を育む》

【事業方針】

大庄支部はこれまで「出会い ふれあい ささえあいが 地域を育む」をスローガンに、行政、関係機関等と連携しながら、コミュニティ活動への支援、安全・安心活動の推進、青少年の健全育成、高齢者の健康維持促進などの事業を実施してきました。

しかし、昨年発生しました新型コロナウイルス感染症により、私達の暮らしは一変しました。感染拡大防止のため3密（密閉・密集・密接）を避けることが求められ、人が集う“お祭り”や“行事”など多くのことを中止せざる負えない状況となりました。本年度は感染防止対策を講じながら、with コロナ時代における“つながりを切らない”出会い、ふれあい、支えあいの取組みを進めてまいります。

このコロナ禍のなかで、生活困窮、孤立、高齢者の虚弱化など様々な生活・福祉課題が浮き彫りになりました。また、地域活動においては、担い手の高齢化が深刻となっています。

これまで、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民や各種団体、行政等と連携して、自ら話し合える場づくりを進めてきました。本年度は、with コロナのなかで課題解決に向けて、地域住民がそれぞれに役割を持ち、「支え手」、「受け手」の枠を越えて、地域住民、各種団体、行政等が「我が事」として考え、地域全体で支え合う地域共生社会の実現に向けて取組みを進めてまいります。

多発する自然災害を見据え、日常の顔の見える関係づくりを目的に、全15連協で取り組まれている高齢者等見守り安心事業を始め、感染症予防対策を踏まえた防災訓練等、災害に対する備えに対する支援を引き続き行ってまいります。

これらの取組みを進め、with コロナ、after コロナ時代においても、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らすことができる地域づくりを進めてまいります。

本年度は、平成29年度作成の「支部地域福祉計画」の最終年度となります。引き続きこれからの5年間の大庄地区の地域福祉の進め方について、地域の意見をまとめた地域福祉推進計画を策定いたします。

事業計画（案） 概要（三協議会を除く）

社会福祉協議会大庄支部では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的として、地域住民同士の交流、つながりづくりを支援していくとともに、地域活動を周知するなど、社協への加入促進の取り組みも積極的に行ってまいります。

1 広報・啓発事業（加入促進の取り組み、地域活動情報の提供）

- （１）広報紙「OH! SHOW!」の発行（年間２回予定）
- （２）加入促進パンフレットの配布
- （３）加入者証門標シールの配布等
- （４）社会福祉協議会大庄支部のホームページ、及び Facebook の更新

2 小地域福祉活動支援事業

- （１）尼崎市社会福祉協議会大庄支部地域福祉推進計画の推進
- （２）尼崎市社会福祉協議会大庄支部地域福祉推進計画の作成
（２０２２年４月～２０２７年３月）
- （３）地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーター）の活動推進
- （４）「大庄地区協議体」、「大庄地域支え合いを考える会」の運営
- （５）支部職員のコミュニティ・ワークの強化
- （６）ささえあい地域活動センター「むすぶ」の運営
- （７）地域活動・ボランティア活動の担い手の発掘及び育成
- （８）地域のつながりの場作りの支援
- （９）中高生ボランティアの発掘及び育成
- （１０）地域活動・ボランティア活動講座の開催
- （１１）「わが町シート」の作成・更新

3 高齢者等見守り安心事業

見守り推進員・協力員を対象とした交流会など活動の継続・発展のための支援

- 4 高齢者いきいき事業
年間を通じて、各社会福祉連絡協議会、福祉協会等が、高齢者の引きこもり防止、健康・生きがいづくり、地域住民相互交流を目的とした事業・イベント等を実施する。
- 5 地域福祉サポート事業
活動グループ（東大島地域福祉推進委員会・今北地域福祉推進委員会）の運営支援
- 6 老人給食サービス事業
活動グループ（大庄老人給食グループ、西大島老人給食委員会、稲葉荘老人給食グループ、ルミエール千鳥福祉協会老人給食グループ）の運営支援と新たなグループの立ち上げ支援
- 7 在宅高齢者等あんしん通報システム事業
ひとり暮らしの高齢者等が、地域で安心して生活できるよう、通報機器を貸し出し、緊急事態が発生したときの援助を行う。
- 8 第48回大庄まつり
開催日 9月5日（日）
場 所 ボートレース尼崎
※テーマ及び実施内容については、実行委員会及び各部会において協議、決定する。
- 9 森の文化祭への参画予定
- 10 募金活動への協力
(1) 日本赤十字活動資金募集活動（5月）
(2) ともしびの箱善意運動（6月）
(3) 共同募金運動（10月）
(4) 歳末たすけあい運動（12月）
- 11 各種研修会等
(1) 常任理事社会福祉活動調査研究
(2) 単協会長研修会
(3) 理事研修会
(4) ボランティア研修会
(5) 社協・民協意見交換会
(6) 三協議会合同研修 他
- 12 各種大会・研修会への参加
尼崎市社会福祉功労者表彰式、尼崎市社会福祉協議会研修会への参加
- 13 各種会議の開催
(1) 決算監査
開催日 令和3年4月2日（金）
場 所 大庄北生涯学習プラザ
内 容 令和2年度決算監査

- (2) 三役会
開催回数 随時
場 所 大庄北生涯学習プラザ 他
- (3) 常任理事会
開催回数 随時
場 所 大庄北生涯学習プラザ 他
- (4) 理事会
開催回数 随時
場 所 大庄北生涯学習プラザ 他
- (5) 評議員会
開催日 令和3年4月23日(金)
場 所 大庄北生涯学習プラザ 3階ホール
内 容 令和2年度事業報告、並びに収支決算報告
決算監査報告
表彰
令和3年度事業計画並びに収支予算

市民運動推進協議会事業計画（案）

明るく住みよく豊かな大庄のまちづくりを目指して、地域住民の創意と参加により、各種地域課題の解決に向け、青少年健全育成協議会や健康づくり協議会と必要に応じて連携・協力しながら、次のような事業に取り組む。

1 あまがさきチャレンジまちづくり事業（地域コミュニティ活動支援事業）

実施期間 年 間

助成団体・グループ数 6団体程度

2 春の10万人わがまちクリーン運動

実施日 令和3年5月16日（日） 予備日 5月23日（日）

実施場所 大庄地域内の道路、公園、駐車場周辺、武庫川河川敷

3 チューリップ販売事業

チューリップ及び水仙等の球根販売

実施時期 令和3年11月頃

4 地域防災訓練事業

「1.17は忘れない」地域防災訓練への参画

実施日 令和4年1月17日頃

場 所 未定（大庄地区会場）

5 文化事業

「森の文化祭」への参画

6 コミュニティ推進事業

（1）暮らし応援事業

地域の暮らしを豊かにすることをテーマとした事業の実施

実施時期 令和3年7月～8月頃

（2）元気なまちづくり事業

① 交流・参画・ひとづくりをテーマとした事業の実施

実施時期 令和3年10月～11月頃

② 地域ボランティアの育成・支援

学校等と協力し、青少年や若年層のボランティア育成・支援

実施時期 年 間

7 環境美化事業

(1) 住環境向上事業

- ① 住環境をより良くすることをテーマとした事業の実施

実施時期 令和3年11月、令和4年2月～3月頃

- ② カラス対策事業

カラスによるごみ荒らしの被害防止のため、あぜ板枠を活用した対策事業等の実施

実施時期 年間

(2) 緑のまちづくり事業

緑豊かなまちづくりをテーマとした事業の実施

実施時期 令和3年11月～12月頃

8 安全安心事業

(1) 防災減災推進事業

地震等、自然災害への備えをテーマとした事業の実施

実施時期 令和3年6月～7月頃

(2) みんなを守るまちづくり事業

防犯・交通安全等、人為的な事件・事故への備えをテーマとした事業の実施

実施時期 令和3年8月～9月頃

9 各種大会への参加

暴力団追放、青少年健全育成、地域の安全推進尼崎市民大会への参加

10 協議会等の開催

開催回数 随時

場 所 大庄北生涯学習プラザ ミニホール 他

青少年健全育成協議会事業計画（案）

青少年の健全な育成と、家庭・学校・地域の連携による住みよいまちづくりを目的として、青少年を対象とした事業の展開や、乳幼児を対象とした子育て支援事業、世代間の交流や子育て環境づくり支援に取り組んでいきます。

1 子育て支援事業 「いっぽ」

内容 未就学児子育て中の親子の交流・情報交換・つながりの場づくり
いっぽ参加者による学習の場、つながりの場づくり（いっぽぷらす）

日時 いっぽ 通年実施 実施場所ごとに決定
いっぽぷらす 未定

場所 大庄中央福祉会館、大庄西福祉会館、元浜南福祉会館、東大島会館等
いっぽぷらす…未定

2 インターネット・スマートフォン安全安心利用啓発活動

内容 地域の状況やニーズの情報を基に協議会にて協議し、決定

日時 未定

場所 未定

3 学校・地域情報交換会

内容 地域の状況やニーズの情報を基に協議会にて協議し、決定

日時 未定

場所 未定

4 体験事業

内容 地域の状況やニーズの情報を基に協議会にて協議し、決定

日時 未定

場所 未定

5 各種支援事業

内容 地域で青少年健全育成事業に関わる活動への助成等

6 協議会

開催 随時

健康づくり協議会事業計画（案）

大庄地区住民が、地域で支え合う生活を送るための基礎となる、「自分自身の健康」の維持・増進とともに、お互いの「見守り・見守られ活動」に役立つ知識等の習得を図ります。

1 愛の献血

開催日 未定
場 所 大庄まつり会場
内 容 来場者へ献血協力を呼びかけ実施

2 グッドライフ事業

開催月 未定
場 所 未定
内 容 働き盛りの世代を対象に健康づくりに取り組む為のきっかけづくりを目的とする。

3 歩行測定会

開催月 未定
場 所 大庄北生涯学習プラザ 3階 ホール
内 容 歩行をテーマとしたセミナー、歩き方のチェック

4 ニュースポーツ交流事業

開催月 未定
場 所 大庄北生涯学習プラザ 3階 ホール
内 容 ニュースポーツを通して、地域交流を図る

5 ニュースポーツ用具貸出事業

6 介護予防講座

開催月 未定
場 所 大庄北生涯学習プラザ 3階 ホール
内 容 介護予防についての知識を学ぶ

7 健康づくりリーダー養成講座

開催月 未定
場 所 大庄北生涯学習プラザ ほか
内 容 地域での健康づくりを推進するリーダーの養成

8 健康づくり協議会の開催

開催回数 随時

大庄まつり事業計画（案）

- 1 第48回 大庄まつりの開催
開催時期 令和3年9月5日（日）
開催場所 ポートレース尼崎
テーマ及び内容は、実行委員会及び各部会において協議し、決定する。

- 2 各種会議での協議内容
 - (1) 実行委員会
大庄まつりのテーマ及び事業内容について
大庄まつり実施要領について 等

 - (2) 総務部会
開会式について
協賛事業について 等

 - (3) バザー部会
バザーコーナーの設置と店舗の配列について 等
出店者説明会を開催予定

 - (4) ステージ部会
「にぎわいステージ in 大庄」の出演者・団体の募集について 等
ステージ出演者抽選会、出演者説明会を開催予定

 - (5) 警備部会
警備体制について 等
消防団への協力依頼を行う予定

 - (6) イベント部会
イベントの実施要領について
抽選会の景品について 等



令和3年度 一般会計収支予算(案)

(収入)

単位：円

大 科 目	本 予 算	前 年 度	比 較 増 減	備 考
	額	額		
会 費	384,000	607,000	△ 223,000	単位福祉協会会費 @2,000×102単組 204,000 各事業参加負担金等 180,000
市 社 協 支 出 金	10,903,000	11,854,000	△ 951,000	単位福祉協会補助金 1,573,000 連絡協議会補助金 117,000 支部運営事務補助金 125,000 地域高齢者福祉活動推進事業補助金 5,928,000 地域広報活動推進補助金 612,000 共同募金配分金 2,169,000 地域福祉啓発事業費交付金 234,000 見守り安心事業研修費交付金 40,000 ともしび事務費交付金 25,000 善意銀行事務費交付金 5,000 支部VC事業費及び事務費交付金 75,000
市 支 出 金	1,800,000	1,800,000	—	市民運動推進事業補助金 1,800,000
団 体 支 出 金	9,040,000	9,290,000	△ 250,000	尼崎公営競艇施行者協議会助成金 2,300,000 大阪湾広域臨海環境整備センター助成金 6,720,000 尼崎市人権・同和教育研究協議会活動強化交付金 20,000 加刃対策事業（県補助金） 0
寄 附 金	1,000	1,000	—	
繰 入 金	1,000	1,000	—	
雑 入	974,000	1,324,000	△ 350,000	預金利息等 74,000 大庄寿会館利用料収入 120,000 大庄まつり協賛金 780,000
繰 越 金	8,073,842	3,087,071	4,986,771	前年度繰越金
合 計	31,176,842	27,964,071	3,212,771	

(支出)

大 科 目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較 増 減	備 考
事 務 費	3,271,000	1,765,000	1,506,000	評議員会開催経費 406,000 常任理事会・理事会等経費 100,000 各種大会・研修会参加旅費 110,000 事務用品等 650,000 切手・ハガキ等通信費 104,000 備品購入費 1,000 保険料・車両維持費等 1,900,000
地 域 福 祉 事 業 費	16,053,000	15,911,000	142,000	連絡協議会活動助成金（共同募金事業費交付金）等 866,000 地域福祉啓発事業費 204,000 地域高齢者福祉活動推進事業補助金 6,228,000 単位福祉協会活動補助金 1,573,000 連絡協議会活動費 117,000 連絡協議会福祉活動交付金 800,000 大阪湾フェニックス地区連絡協議会交付金 2,891,000 地域広報活動推進補助金 612,000 子ども会補助金 300,000 老人クラブ補助金 200,000 福祉教育推進事業費 364,000 人権啓発活動経費 3,000 理事・単協会長・老人給食ボランティア研修会経費 669,000 社会福祉活動調査研究経費 950,000 広報啓発事業費 276,000
市 民 運 動 費	2,797,377	2,449,000	348,377	総務費（あまチャレ・フェリッパ販売等） 1,805,377 コミュニティ推進事業（暮らし・元気なまち） 300,000 環境美化事業（秋のクリーン・カラス対策等） 392,000 安心安全徐行（防災関連） 300,000
青 少 年 育 成 事 業 費	750,000	750,000	—	インターネット・スマートフォン啓発運動経費 130,000 青少年体験事業・子育て支援事業等 620,000
健 康 づ くり 事 業 費	600,000	600,000	—	献血事業経費 20,000 健康づくり推進助成事業、健康増進イベント等経費 470,000 介護予防講座・グッドライフ事業等 110,000
地 区 ま つ り 費	6,770,000	6,200,000	570,000	大庄まつり総務費 1,050,000 大庄まつりイベント費 350,000 大庄まつり会場費 5,170,000 森の文化祭総務費 200,000
諸 支 出 金	204,000	202,000	2,000	市社協会費
積 立 金	1,000	1,000	—	
予 備 費	730,465	86,071	644,394	
合 計	31,176,842	27,964,071	3,212,771	

令和3年度 財政調整基金（案）

単位：円

区 分	前 年 度 末	本 年 度		本 年 度 末	説 明
	現 在 高	増 加 額	減 少 額	現 在 高	
大 口 定期貯金	10,000,000	利息 11,000		10,011,000	兵庫六甲農業協同組合大庄支店 (1年)
	10,000,000	利息 11,000		10,011,000	兵庫六甲農業協同組合大庄支店 (1年)
定期貯金	3,788,880	利息 378		3,789,258	兵庫六甲農業協同組合大庄支店 (1年)
定期預金	2,004,549	利息 200		2,004,749	りそな銀行尼崎支店 (1年)
	2,003,001	利息 200		2,003,201	りそな銀行尼崎支店 (1年)
計	27,796,430	22,778	0	27,819,208	

尼崎市社会福祉協議会大庄支部 規 約（案）

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この支部は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の幹線となり、大庄地区内における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 2 条 この支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究
- (2) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及および宣伝
- (5) 市民運動推進に関すること
- (6) 青少年健全育成に関すること
- (7) 健康づくりに関すること
- (8) 募金事業・善意銀行等福祉更生に関すること
- (9) 高齢者の社会活動推進に関すること
- (10) その他社会福祉の目的達成に必要なこと

(名 称)

第 3 条 この支部は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会大庄支部という。

(事業所の所在地)

第 4 条 この支部の主たる事務所を大庄北生涯学習プラザ内に置く。

第2章 役員及び職務

(役 員)

第 5 条 この支部には次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 常任理事 | 若干名 |
| (2) | 理 事 | 若干名 |
| (3) | 監 事 | 2 名 |

(役員を選任)

第 6 条 この支部には、支部長 1 名、副支部長若干名、会計 1 名を置き、常任理事会において常任理事の互選とし理事会の承認を得るものとする。

2 常任理事は、大庄地区の社会福祉連絡協議会長をもってこれにあてる。

3 理事は、次の者をもってこれにあてる。

(1) 大庄地区民生児童委員協議会代表

(2) 大庄地区婦人連絡協議会代表

(3) 大庄地区子ども会連絡協議会代表

(4) 大庄地区老人クラブ連絡会代表

(5) 尼崎市消防団副団長（大庄地区）

(6) 西防犯協会代表

(7) 大庄地区少年補導委員連絡会代表

(8) 保護司会大庄分会代表

(9) 育友会代表（大庄地区）

(10) 公共社会福祉事業施設代表

(11) その他評議員会において必要と認められた者

4 役員を選任にあたっては、各役員についてその親族、その他特別の関係にあるものが常任理事及び理事のうちに 3 名をこえて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

5 監事は評議員会において選任し、支部長が委嘱する。

なお、監事は、常任理事、理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

6 常任理事及び理事は、評議員を兼ねることができない。

(職 務)

第 7 条 支部長は、支部を代表し、会務を統轄する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、常任理事会を組織し支部の業務を決定する。

4 理事は、常任理事と共に理事会を組織し、必要に応じて支部長が招集する。

5 会計は、予算の経理と出納を担当する。

6 監事は、市社協定款第 2 1 条に準じた職務を行うものとする。

(常任理事会)

第 8 条 常任理事会は、支部長が招集しその議長となる。

2 常任理事会は、常任理事の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

3 常任理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席した常任理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 常任理事会に出席できない常任理事は、あらかじめ通知された事項について代理者にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 前項による権限の行使は、これを出席したものとみなす。

6 緊急やむを得ない事情のあるときは、支部長は文書でもって意見を求め、常任理事会に代えることができる。

(理事会)

第 9 条 理事会は、常任理事及び理事で構成し、支部長が招集しその議長となる。

2 理事会は、常任理事及び理事の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をなすことができない。

3 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席した常任理事及び理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 前項による権限の行使は、これを出席したものとみなす。

6 緊急やむを得ない事情のあるときは、支部長は文書でもって意見を求め、理事会に代えることができる。

(任期及び補充)

第 10 条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

4 公職にある故をもって役員になった者の任期はその在職期間とする。

(顧問及び参与、参事)

第 11 条 この支部に顧問及び参与、参事を置くことができる。

- 2 顧問及び参与、参事は、常任理事会において推せんし、理事会において決定する。
- 3 顧問は会務について支部長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 参与、参事は会務の運営に参画する。

(事務局)

第 12 条 この支部の業務を処理するため事務局を設ける。

- 2 事務局に事務局長以下職員若干名を置くことができる。ただし、事務局長の委嘱は常任理事会に諮るものとする。
- 3 事務局の規程は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会の事務局規程を準用する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員の資格等)

第 13 条 評議員は、次の者の中からその団体の推せんを得て支部長がこれを委嘱する。

- (1) 地区福祉協会の代表
- (2) 公私社会福祉事業施設の代表
- (3) 公私社会福祉事業団体代表
- (4) 民生・児童委員等の社会福祉奉仕者代表
- (5) 社会福祉公務員代表

- 2 前項のほか、支部長は学識経験者及び社会福祉に関係のある者の中から、評議員会の同意を得て評議員を委嘱することができる。

(評議員会)

第 14 条 評議員会は、評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、支部長が招集する。
- 3 評議員会に議長を置く。
- 4 議長はそのつど評議員の互選で定める。
- 5 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
- 6 評議員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について代理者にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 8 前項による権限の行使は、これを出席したものとみなす。
- 9 緊急やむを得ない事情があるときは、支部長は文書をもって意見を求め、評議員会に代えることができる。
- 10 評議員会は、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他、この支部の業務に関する重要事項で支部長が必要と認めた事項

(任期及び補充)

第 15 条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 4 公職にある故をもって評議員になった者の任期は、その在職期間とする。

第4章 会 員

(会 員)

第 16 条 次に掲げる資格を有するものをもって会員とする。

- (1) 地区福祉協会
- (2) 公私社会福祉事業施設
- (3) 公私社会福祉事業団体
- (4) 民生児童委員等の社会福祉奉仕者団体
- (5) 社会福祉関係公務員
- (6) 学識経験者及び社会福祉に関係ある団体

第5章 協 議 会

(協議会)

第 17 条 この支部の事業を運営するため協議会を設けることができる。

- 2 協議会に関する規程は別にこれを定める。

第6章 旅 費

(旅 費)

第 18 条 会員が用務のため出張した場合は旅費を支給することができる。

2 旅費に関する規程は別にこれを定める。

第7章 慶 弔

(慶 弔)

第 19 条 この支部は慶弔費を支出することができる。

第8章 会 計

(経 費)

第 20 条 この支部の経費は、会費及び市の補助金、委託料、共同募金配分金、寄付金、その他諸収入金をもってあてる。

(予 算)

第 21 条 この支部の予算は、支部長において編成し、理事会の過半数の同意を得て評議員会の議決を経なければならない。

(決 算)

第 22 条 この支部の事業報告書、財産目録及び収支決算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に支部長において作成し、理事会の認定を得て、監事の監査を経て評議員会の承認を受けなければならない。

2 会計の計算上、余剰金を生じたときは次会計年度へ繰越すものとする。

(特別会計)

第 23 条 この支部は、特別会計を設けることができる。

(決 算)

第 24 条 この支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第9章 そ の 他

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更しようとするときは、常任理事、理事及び評議員の過半数の同意を得て定める。

付 則

(役員を選任)

この規約制定時における役員の任期は、昭和55年3月31日までとする。任期満了後、遅滞なくこの規約に基づき役員を選任を行うものとする。

(施行期日)

この規約は昭和55年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は昭和57年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は昭和59年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は平成13年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は平成17年4月26日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は平成27年4月27日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は平成29年4月25日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規約は2019年4月23日から施行する。

尼崎市社会福祉協議会大庄支部 協議会規程（案）

- 第 1 条 支部規約第 17 条の規定による協議会は、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 協議会名称は、次のとおりとする。
- (1) 市民運動推進協議会
 - (2) 青少年健全育成協議会
 - (3) 健康づくり協議会
- 2 協議会別分掌事項は別に定める。
- 第 3 条 協議会は支部の事業の計画並びに実施に関し協議し、又は支部長の諮問に應ずる。
- 第 4 条 協議会は必要に応じ分科会又は拡大協議会を設け、又運営の内規を定めることができる。
- 第 5 条 協議会は、会長・副会長及び委員を以って組織する。
- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じたとき、その職務を代行する。
 - 4 会長は常任理事より支部長が指名、副会長は委員の互選による。
- 第 6 条 協議会委員は常任理事、理事、評議員、連協役員の中から支部長が委嘱する。
- 2 前項のほか、支部長は学識経験者及び社会福祉に関係のある者のなかから、常任理事会の同意を得て委員を委嘱することができる。
 - 3 協議会に参与を置き、必要に応じて会長が出席を求め会務について意見を聴くことができる。
- 第 7 条 協議会委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 補欠協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 協議会は会長が招集しその議長となる。
- 第 9 条 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 10 条 協議会で決定した事項は、会長から常任理事会に報告するものとする。
- 付 則 この規程は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。
- 付 則
- (施行期日)

この規程は平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

尼崎市社会福祉協議会大庄支部 協議会別分掌事項（案）

1 目 的

支部規約第17条の規定による協議会は、協議会推進活動の中心になり社会福祉の諸問題について協議し、事業の向上に資するとともに円滑な運営を図ることを目的とする。

2 協議会別名称

(1) 市民運動推進協議会 (2) 青少年健全育成協議会 (3) 健康づくり協議会

3 協議会別分掌事項

市民運動推進協議会

地域課題への対応に関すること。

地域活動への支援に関すること。

その他、目的を達するに必要と認めること。

青少年健全育成協議会

青少年を取り巻く環境の整備に関すること。

青少年の健全育成に関すること。

子育て支援事業に関すること。

その他、目的を達するに必要と認めること。

健康づくり協議会

地域住民の健康づくりの支援に関すること。

その他、目的を達するに必要と認めること。

付 則 本分掌事項は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この分掌事項は平成27年4月27日から施行する。

(施行期日)

この分掌事項は平成29年4月25日から施行する。

尼崎市社会福祉協議会大庄支部 慶弔規程（案）

第1条 この規程は、支部規約第 19 条により慶弔の取扱基準を定めるものとする。

第2条 慶弔の取扱内容は、次の表によるものとする。

種別	対象会長	内 容
叙勲	単協	・祝金 10,000円
	連協	
弔慰	単協	・香料 5,000円 ・櫛 一對 または 盛花 一基
		(配偶者) 櫛 一對 または 盛花 一基
	連協	・香料 10,000円 ・櫛 一對 または 盛花 一基
		(配偶者及び1親等の同居親族) 櫛 一對 または 盛花 一基
団体選出理事 評議員	・香料 5,000円 ・櫛 一對 または 盛花 一基	
見舞	単協	(2週間以上入院) 見舞金 5,000円
	連協	(2週間以上入院) 見舞金 10,000円
	団体選出理事 評議員	(2週間以上入院) 見舞金 5,000円
その他	支部長が特に必要と認めるとき	

付 則

本規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

この規程は、平成9年2月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月14日から施行する。

この規程は、平成29年4月25日から施行する。